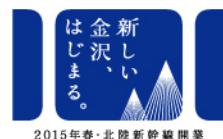


# 育てよう 一人ひとりの 人権意識



金沢市



## 目 次

<b>1. 人権ってなんだろう</b>	1
<b>2. さまざまな人権課題</b>	3
1 女 性	3
2 子ども	4
3 高齢者	5
4 障害のある人	6
5 同和問題	7
6 外国人	9
7 H I V感染者・ハンセン病回復者等	10
8 犯罪被害者等	11
9 刑を終えて出所した人等	11
10 インターネットによる人権侵害	12
11 その他の人権課題	13
<b>3. あらゆる場を通じた人権教育・啓発</b>	15
1 就学前の人権教育	15
2 学校における人権教育	15
3 家庭・地域における人権教育・啓発	16
4 企業における人権啓発	16
<b>4. 金沢市人権教育・啓発行動計画</b>	18
<b>5. ひとりで悩まないで(人権相談)</b>	19
<資料> 日本国憲法、世界人権宣言	21

# 1. 人権ってなんだろう

「人権ってなに？」と聞かれると、私たちはつい堅苦しくむずかしく考えがちです。なかには「自分には関係ない」という人もいるでしょう。はたしてそうでしょうか？

人権は、「人が人らしく生きるために、誰もが生まれながらに持っている、他人から自由勝手に奪われることのない基本的な権利」です。そこで、「人が人らしく生きる」ために必要なものを見てみましょう。

まず必要なのは命。そしてそれを守るために必要な食べ物や水、衣服や住まい。でもこれだけでは、「人らしく生きる」ことにはなりません。働くこと、教育を受けること、そして人としての尊厳が守られることなど、「人らしく生きる」ために必要なものは、人間ならば誰でも社会的に保障されなければならないというのが、人権の考え方なのです。

日本国憲法は、基本的人権を侵すことのできないものとして保障し、人種・信条・性別・社会的身分などで差別されないとする平等の原則を掲げています。これと同様の内容は「世界人権宣言」にも載せられています。現代の国際社会も、人権を共通の理念・価値観としているのです。



私たちの社会のルールは、このように人権の考え方を前提に成り立っています。

ただ、私たちの社会では人権はあって当たり前なので、空気のように、無くてはならないのにすぐには感じにくくなっています。そのため、気がつかないうちに、「偏見」や「差別」の感情を持ってしまい、他者を傷つけてしまうことがあります。

自分が生きる権利が尊重されるためには、他者の生きる権利も尊重されなければなりません。すべての人が幸せに生きる社会を実現させるには、私たち一人ひとりがそのことを意識し、そのことで社会を変えていくことが大切です。



#### ■世界人権宣言(21ページ参照)

国際社会では、いたましい第2次世界大戦を反省し、人権尊重の思想を確立するため、1948(昭和23)年12月10日の国連総会において、全会一致で「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」であり、今日私たちが人権を考えるうえでの大きな拠り所となっています。

#### ■人権デー・人権週間

国連は、世界人権宣言を採択した12月10日を記念して「人権デー」と定めました。これを受けて日本では、12月4日から10日を「人権週間」と定め、広く人権の大切さについて啓発を行っています。

## 2. さまざまな人権課題

### 1 女 性

男女は社会の対等な構成員であるにもかかわらず、「女だから…。」と言う人がいます。女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われることがあってはなりません。

今日、女性の人権を守るさまざまな法制度が整備されてきましたが、現実には女性の就業環境や家事・育児等の負担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどのさまざまな問題が顕在化しています。

この背景には、「男性は仕事、女性は家庭」、「育児や介護は女の仕事」という男女の役割を固定的に捉える意識が、未だに社会に根強く残っている現実があります。

私たちの意識の中にはしばしば、「女らしさ」「男らしさ」という無意識の感覚が潜んでいます。その無意識の感覚を見つめ直し、「すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重される」社会の実現をめざすことが大切です。



#### ■セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

職場や学校で、相手の意に反する性的に不適切な言動が行われ、これによって相手が不利益や損害を受けること、または就労・就学上の環境が害されること。

[例] 身体への不必要的接触、性的関係の強要、卑猥な写真の掲示 など

#### ■ドメスティック・バイオレンス

夫やパートナーからの暴力的行為のこと。背景には女性を低く見る意識があります。

[例] 殴る、蹴る、などの直接的な暴力行為のほか、暴言を吐く、行動を制限する、生活費を渡さないなどの行為

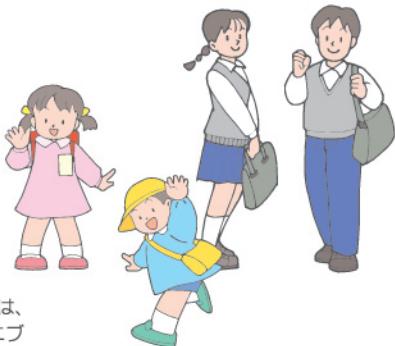
## 2 子ども

子どもにも、一人の人間として、大人と同じように、自由と権利があります。大人が「子どもだから」「子どものくせに」と一方的に決めつける前に、子どもは大人よりも権利が侵害されやすい存在であることを認識し、子どもの権利を守る努力が必要です。

「しつけ」という理由で、助けを求めるなどを知らない子どもに暴力をふるい、中には死に至るという児童虐待が、深刻な社会問題となっています。虐待は子どもの心身に重大な影響を及ぼす人権侵害です。

一方、子ども達の間でも、陰湿ないじめや、SNS※注によるいじめが大きな問題となっています。子ども達が自分達の権利を自覚し、他者の権利を尊重するためには、どんなルールが必要なのかを学び、一人の人間として成長していくことが必要です。

今、子ども達に起きている問題を解決するためには、子どものSOSを受け止め、子どもの気づきを待つことができる大人、そして子ども達を見守り支えていく大人のあり方が、問われています。



※注 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)とは、人ととのつながりを促進するコミュニティ型のウェブサイトのこと。フェイスブック、ツイッター、LINE、など

### ■「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助をすすめることを目指して1989(平成元)年に国連総会で採択されました。その第12条では、締約国に、児童が自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を保障するよう求めています。

### 3 高齢者

人はみな、さまざまな経験を積み、成長し、やがて老いていきます。高齢者にも当然、一人の人間として尊重され、生き生きと尊厳のある生活を送る権利があります。

高齢社会が進むにつれ、介護を必要とする高齢者に対する介護者による暴言や直接的な暴力、あるいは介護放棄(ネグレクト)等の高齢者虐待、悪質商法の被害等、高齢者の心身を傷つける人権侵害が、大きな社会問題となっています。

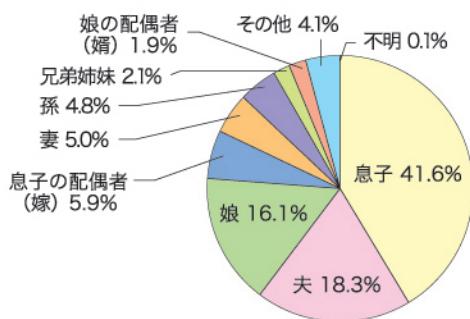
一言に高齢者と言っても、元気な人、身体がおとろえている人、介護を必要としている人、認知機能が低下している人など多様です。私たちは「老い」に対する偏見から、しばしば「いい年をして」などと年齢だけでその人を決めつけ、高齢者の「意志」を無視してしまうことがあります。

人は必ず年をとります。私たちは、誰もが年を重ね高齢者となることを自覚し、自分を高齢者の立場に置き換える必要があります。高齢者の「意志」を尊重し生き生きと暮らせる社会は、自分たちにとっても暮らしやすい社会のはずです。



#### ■被虐待高齢者からみた虐待者の続柄

平成24年度の全国調査では被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が41.6%で最も多く、次いで「夫」18.3%、「娘」16.1%が続きます。



出典：厚生労働省「平成24年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

## 4 障害のある人

障害のある人も、障害のない人と同じ権利を持った、対等な社会の構成員です。障害のある人が社会の中で普通に生活できる条件を整え、共に生きる社会の実現が必要です。

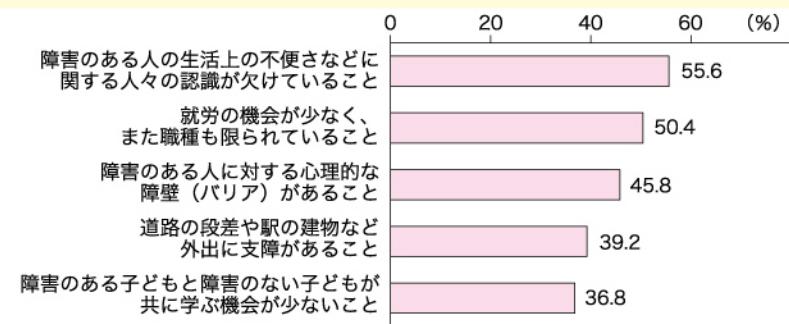
「かわいそう」、「気の毒だ」という同情や哀れみから障害のある人を保護しようという考えは、障害のある人を優越的な立場から見ていることになります。また、障害のある人を自己と異なった存在とする見方も一種の「偏見」です。障害も人の個性の一つとして捉えるべきです。

障害のある人を特別視するのではなく、地域のなかで普通の暮らしができるというノーマライゼーションの考え方方が実現できれば、私たちの社会は平等で住みやすいものになるはずです。

しかし、こうした社会はなかなか実現せず、障害のある人の社会参加も進みません。その原因の多くは、私たちの「心の壁」にあります。

障害のある人と共に生きる社会を創っていくためには、道路や建物など生活環境のバリアフリーだけでなく、障害のある人に対する私たちの心のバリアフリーが最も大切です。

■障害のある人の人権尊重について特に問題があること(上位5位)



出典：金沢市「人権問題に関する市民意識調査」平成23年12月

## 5 同和問題

同和問題とは、特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由として、さまざまな社会的不平等や差別を受け、人権が侵害されるという人権問題です。その解決のためには、正しい認識が広まることが必要です。

例えば、被差別部落出身であるというだけで結婚に反対されたり、インターネット上の心ない書き込みや就職における身元調査など、現在でも依然として差別の問題が起こっています。

これらのが未だなくならないのは、「差別はいけない」などと頭では理解していても、「外見や世間体にしばられる」「根拠のない人の噂を真に受ける」などのため、正しい判断ができなくなっているからではないでしょうか。

同和問題の解決のため、一人ひとりが正しい認識を持ち、お互いの考え方や立場を尊重して差別意識を完全になくしていくかなくてはなりません。

### ① 同和問題の歴史

江戸時代には、武士を支配者とした身分制度がつくられました。この中で、百姓、町人(職人・商人)に入れられなかった一部の人々が、「えた」、「ひにん」(加賀藩では「皮多」「藤内」などの呼称でよばれていました。)という別の身分として差別されてきました。

1871(明治4)年の太政官布告(解放令)では、えた身分とひにん身分の呼称は廃止され、平民と同じことになりましたが、実際の差別は残りました。1922(大正11)年には問題解決のため、「全国水平社」が設立されました。

第二次大戦後、1965(昭和40)年の同和対策審議会答申を受け、国や地方公共団体は、生活環境の改善などの特別対策事業を推進しました。その後、2002(平成14)年3月をもって、特別対策事業は終了しましたが、現在でも結婚における差別、差別発言、差別落書き等の差別事案は依然として存在しています。

## ② 同和問題の誤った解決策

「同和問題は、そつとしておけば自然になくなるのではないか」という考え方がよく聞かれますが、差別の現実は存在し、誤った情報はいくらでも流されます。そつとしておくことは、誤った情報を野放しにすることであり、差別を助長することにしかなりません。問題の解決のためには、一人ひとりが正しい問題意識を持ち、人権感覚をみがくことが必要です。

## ③ わたしたちの身近なところでも問題が起こっています

1994(平成6)年、石川県のある青年がパソコン通信を利用して被差別部落の所在を知ろうとした問題が発生しました。また、翌年には全国的な大会で石川県の代表が「加賀藩には被差別部落の住民がおらず、そのことで暗に石川県が他の地域よりも優れている」というような趣旨の発言をした問題が起きています。同和問題は私たちの身近な問題であるという基本的な考え方方に立ち、差別や偏見をなくす取り組みをしていくことが大切です。

## ④ えせ同和行為の排除にむけて

えせ同和行為とは、同和問題を口実として、高額な図書を売りつけたり、寄附を求めるなど、不当な利益などを求める行為を指します。えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、問題の真の解決を阻みます。えせ同和行為をなくすためには、不当な要求は断固として断る、など毅然とした態度が必要です。



## 6 外国人

国際化が進むなか、日本には約200万人もの外国人が住み、私たちとともに生活しています。その生活習慣や文化の違いから差別されることがあつてはなりません。

現在、金沢市には住民の1%にあたる約4,400人の外国人が隣人として暮らしていますが、外国人であることを理由として、アパートへの入居が断わられるなど、今も外国人をめぐる人権問題が起こっています。

一方、私たちの国には、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題があり、この人たちに対する間違った認識から、嫌がらせや偏見が依然として存在しています。

これらの問題の背景には、自分がすぐに理解できないものを排除しようとする私たちの意識があります。国際化に対応した住みよい社会をつくるためには、私たちの心の中にある偏見や差別意識を見つめ直し、自分たちとは異なる生活習慣・文化・宗教などを理解し尊重していくことが、いま求められています。



金沢市における外国人数

(単位:人)

国籍・地域	総 数	中 国	韓 国 朝 鮸	フィリピン	インドネシア	アメリカ	その他の
平成26年 1月	4,394	2,154	902	203	153	131	851

資料:住民基本台帳

### ■ 外国人が直面する人権問題

- ・劣悪な条件・環境での労働(低賃金・重労働、性的労働の強要など)
- ・アパート等の入居拒否や飲食店などの入店拒否
- ・悪感情にもとづく嫌がらせ・脅迫・暴行
- ・子どもへの教育の保障 など

## 7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

病気に対する誤った認識が、HIV感染者やハンセン病患者・回復者、その家族への偏見・差別につながっています。

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)やハンセン病等の感染症に対する知識と理解は、未だに十分とはいえません。

HIV感染者では、周囲の誤った知識や偏見によって、日常生活・職場などで差別やプライバシー侵害等を受ける問題が依然として発生しています。また、2003(平成15)年に熊本県でハンセン病回復者に対する宿泊拒否事件が起こり、依然として誤った認識や偏見が存在していることが明らかになりました。

私たちには、これらが人権問題であることをしっかりと認識し、感染症に対する正しい知識を持ち、患者・回復者、その家族などが置かれた立場を理解することが求められています。

### ■ HIVとは

- ・エイズ(後天性免疫不全症候群)という病気を引き起こすウイルスです。
- ・非常に感染力が弱いウイルスで、性行為以外の社会生活の中で感染する心配はありません。
- ・感染経路は、性的接觸などに限られ、その予防法もわかっています。
- ・感染しても、適切な治療により発病を遅らせることができ、体調に合わせて仕事を続けることもできます。

### ■ ハンセン病とは

- ・感染力のきわめて弱い病原菌(らい菌)による病気です。
- ・有効な治療により完治します。
- ・回復した方に接触しても感染することはありません。
- ・早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。
- ・治癒したあとに残る変化は単なる後遺症にすぎません。
- ・遺伝病ではありません。

## 8 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、周囲の好奇の目や中傷、心ない言動や行き過ぎた報道などにより、社会的な孤立や差別を受けることがないよう、その人権が擁護されなければなりません。

犯罪被害者やその家族の多くは、犯罪者による心身への直接的な被害が大きいだけではなく、マスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシーの侵害、平穏な私生活の侵害など、精神的な苦痛を伴う二次被害に苦しめられています。

犯罪被害者やその家族は、私たちの隣人です。私たちは、犯罪被害者とその家族を理解し、その人たちの人権を尊重し気持ちに配慮して、地域社会全体で支えていくことが大切です。

## 9 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人は、罰を償った人であり、その人には社会の一員として円滑な生活を営み、人として生きていく権利があります。

刑を終えて出所した人やその家族に対する社会の偏見は根強いものがあり、就職やアパート等へ入居の際に、悪意のある噂や地域社会の拒否などの差別に直面するという、厳しい現実があります。

刑を終えた人が社会復帰を目指すためには、本人の強い更生意欲とこれを支える周囲の人や地域社会の強い理解が必要です。そのためには、私たち一人ひとりが、刑を終えた人に対する偏見にとらわれないことが大切です。

## 10 インターネットによる人権侵害

インターネット上では、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。情報モラルを守ってインターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが求められています。

インターネット上では、無責任な他人への誹謗中傷や差別を助長する表現が掲載されるなど、人権を侵害するような問題が多発しています。これは、その匿名性や心理的な容易さと、不特定多数の人に大量の情報が発信できるという、インターネットの特性を悪用して行なわれているものです。

さらに、青少年のインターネット利用が年々増加し、子ども達もまた、誹謗中傷の書き込み等にさらされ、加害者にも被害者にもなることが、大きな社会問題となっています。

憲法が保障する「表現の自由」には十分配慮すべきですが、一般に許容される限度を超えて他人の人権を侵害するような表現は許されません。

インターネットを利用しての情報の収集、発信にあたっては、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、個人の責任や情報モラルに配慮することが必要です。



### ■「プロバイダ責任制限法」について

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)

「プロバイダ責任制限法」においては、インターネットなどによる情報流通により自己の権利が侵害された人は、プロバイダ※注やサーバの管理・運営者などに対し、人権侵害情報の発信者(掲示板やSNSなどに書き込んだ人)の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになっています。

※注 インターネット接続業者

## 11 その他の人権課題

これまで掲げた課題以外にも人権にかかわる問題があります。古くから続く問題だけでなく、新たに生じてきた問題などさまざまです。

### ① 北朝鮮当局によって拉致された被害者

1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局に多くの日本人が拉致されました。このことは、わが国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

拉致問題の解決は国民的課題であり、日本国内での問題理解だけではなく、国際社会からの支持も重要です。

### ② アイヌの人々

アイヌ民族は北海道などに先住していた民族であり、明治期以降の同化政策により、その文化や伝統の多くが失われました。また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、差別や偏見が残っています。

アイヌの人々が自然の豊かな恵みを受けて育んできた独自の生活と文化の貴重さを理解し、その人権を尊重する必要があります。

### ③ ホームレスの人々

解雇や倒産などの事情でやむをえずホームレスとなり、健康的で文化的な生活ができず、その生存権が侵害されている人々がいます。ホームレスの人々は、しばしば「怠け者だ」などという偏見から、嫌がらせや暴力、差別を受けています。

ホームレスの人々の人権を尊重し、その社会復帰と自立への理解と支援が必要とされています。

#### ④ 性同一性障害のある人

身体の性と心の性が一致せず身体の性に持続的な違和感をもつ状態(性同一性障害)にある人は、社会に残る差別や偏見のため、学校や職場の中で大きな苦痛を感じ、さまざまな問題をかかえながら生活しています。

性同一性障害について正しく理解し、偏見をなくし、その人権問題への理解を深めることができます。

#### ⑤ 性的指向

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対して、根強い偏見があります。同性愛や両性愛の人々は、時には転職を余儀なくされるなど、社会生活においてさまざまな人権問題に直面しています。

性的指向はさまざまであることを理解し、差別や偏見をなくしていくことが必要です。

#### ⑥ 人身取引(トラフィッキング)

人身取引は遠い昔のことではありません。被害者の多くは日本に行けば、高収入が得られると甘い言葉に誘われて来日した外国人女性です。

性的搾取や強制労働などを目的とした人身取引は、基本的人権の侵害であるばかりではなく、重大な犯罪です。人身取引をなくすためには、多くの人の問題理解と人権意識の向上が必要です。



### 3. あらゆる場を通じた人権教育・啓発

#### 1 就学前の人権教育

就学前の乳幼児期は、人格形成の基礎を培う大切な時期としてとらえられています。子どもの成長にあわせ、集団生活や遊びの中での友達関係を通して、また、異年齢・異世代との交流を通して、多くの人と接し、さまざまな体験をしていくことにより、自分を大切にする感情とともに、他の人のことを思いやることができる社会的共感能力の基礎を育むことが大切です。

- 集団生活の場を通した人権教育
- 交流、体験活動を通した人権教育
- 保育所職員等の資質の向上

#### 2 学校における人権教育

児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義や内容を理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、さらに具体的な態度や行動に現れるよう、道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて人権に関する教育の充実が必要です。

- 心の教育の推進
- 人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進
- 人権教育の充実を目指した教育課程編成の推進
- 人権尊重の理念に立った生徒指導の推進
- 人権尊重の視点に立った学級経営の推進

### 3 家庭・地域における人権教育・啓発

近年の地域の都市化、核家族化の進展から、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。人権尊重の意識は、まず日常生活の中で形成されるものであり、そのためには、地域や家庭においてさまざまな人権問題に対する理解と認識を深めることが大切です。

- 学習機会の提供
- 学習環境の整備
- 地域指導者の育成
- 家庭・学校・地域の連携

### 4 企業における人権啓発

企業等は、その企業活動等を通じて地域や多くの市民と深い関わり合いがあり、市民生活に大きな影響力を持つています。

同時に、社会を構成する一員として、環境保全、男女共同参画社会や少子高齢社会への対応などの社会的責任を果たしていく必要があります。

- 公正な採用(P17参照)、雇用における平等の確保
- 企業等における人権啓発への支援



# 公正な採用選考の面接試験

面接試験は、応募書類等に記載されている事項以外のことについて容易に知り得る利点を持つ反面、質問内容等によっては基本的人権の侵害にかかる事態を招くおそれがあります。本人の能力と適性に関係のない事項を聞かないように十分に配慮する必要があります。

## してはならない質問例

### 本籍地等に に関する質問

- あなたの本籍はどこですか
- お父さんお母さんの出身地(実家)はどこですか など

### 住 所 等 に に関する質問

- 家はどの辺にありますか
- あなたの住んでいる地域はどんな環境ですか など

### 家庭状況や 職 業 に に関する質問

- 家族状況(続柄)について話してください
- お父さんお母さんの学歴を言ってください
- あなたの家族の職業を言ってください など

### 思想 信条に に関する質問

- あなたの信条は何ですか
- 尊敬する人は誰ですか
- 家の宗教は何ですか など

### 家 の 資 産、 家 族 の 収 入 に 関 す る 質 問

- 土地はどれほどありますか
- 家族の収入はどれくらいですか など

### そ の 他

- 結婚の予定はありますか
- 結婚、出産しても仕事を続けられますか
- あなたの短所は何ですか など

## 4. 金沢市人権教育・啓発行動計画

金沢市では、「金沢市人権教育・啓発行動計画」(計画期間:平成25～34年度)を策定し、「すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現」を目標とし、人権教育・人権啓発を進めています。

### 行動計画の基本的視点

行動計画の策定及び推進にあたって、次の3点を基本的視点としています。この視点は、具体的な施策を策定する際の判断基準であるとともに、施策を実行する際に重要な視点となります。

#### ① 共生の心の育成

個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認めあい、また支え合いながら共に生きる社会をつくるため、共生の心の育成を推進します。

#### ② 生涯を通した人権教育・啓発

市民が人間尊重の心を育み、人権問題について学習できるよう、市民の学習活動を効果的に推進します。

#### ③ 市民との協働

地域の組織への働きかけ、市民の自主的団体の活動やネットワークづくりへの支援など、行政と各種団体が連携・協働することを通して、人権教育・啓発を推進します。

# 5. ひとりで悩まないで(人権相談)

金沢市では、23名（平成26年4月現在）の人権擁護委員が法務大臣より委嘱を受けて、人権相談を受けたり、人権啓発活動をしています。

人権問題で困った時は、一人で悩まず、人権擁護委員に相談してください。



## 【法務省人権相談窓口】

### ■インターネットによる人権相談

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

### ■人権相談ダイヤル

・人権についての相談はなんでも

みんなの人権 110番 ☎0570-003-110

・学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの人権 110番 ☎0120-007-110

・職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

※電話をかけた最寄りの法務局につながります。

一部のIP電話等からは次の電話番号でお願いします。

金沢地方法務局人権擁護課 ☎076-292-7804

## 【金沢市人権相談】

### ■市役所 市民相談窓口

毎月第1金曜日 13:00～15:00(第1金が閉庁日の場合、第2金)

### ■地区公民館

巡回日程・場所は新聞広報掲載

お問い合わせ先 人権女性政策推進課 ☎076-220-2095

## その他の人権相談窓口

女性	<ul style="list-style-type: none"><li>■金沢市女性相談支援室《配偶者暴力相談支援センター》 ☎076-220-2554 月～金(祝日を除く)9:00～17:00</li><li>■DVホットライン(女性のためのDV専門電話相談) ☎076-221-8740 月～金(祝日を除く)9:00～21:00／土日祝9:00～17:00</li><li>■レディース通話110番(石川県警察本部) ☎076-225-0281 月～金(祝日を除く)9:00～17:00</li></ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"><li>【児童虐待】</li><li>■金沢市こども総合相談センター(児童相談所) ☎076-243-8348(24時間)</li><li>【子育てに関する相談】</li><li>■金沢市こども総合相談センター ☎076-243-0874 月～金 9:00～21:00／土日祝 9:00～17:00</li><li>【いじめ電話相談】</li><li>■金沢市こども総合相談センター ☎076-243-1019 月～金 9:00～21:00／土日祝 9:00～17:00</li></ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"><li>【虐待相談】</li><li>■金沢市長寿福祉課 ☎076-220-2288 FAX 076-260-7192 土日祝・夜間 ☎076-220-2121(市役所当直室) ※お住まいの近くの金沢市お年寄り福祉支援センターや金沢市地域包括支援センター(市内19ヶ所)でもご相談いただけます。</li></ul>
障害のある人	<ul style="list-style-type: none"><li>【虐待相談】</li><li>■金沢市障害者虐待防止センター(金沢市障害福祉課内) ☎076-220-2289 FAX 076-232-0294 土日祝・夜間 ☎076-220-2121(市役所当直室)</li></ul>

## 日本国憲法(抄)

### 〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

### 〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けける者の一代に限り、その効力を有する。

### 〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

## 世界人権宣言(抄)

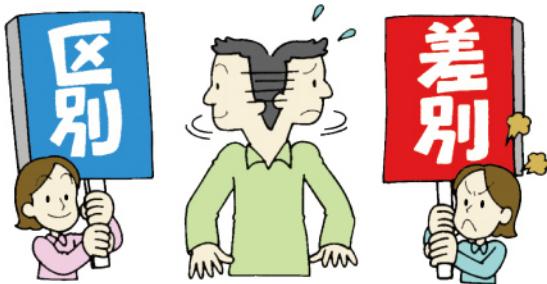
### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。



## 「区別」と「差別」

区別とは、「男性と女性」、「大人と子ども」というように、基準によって単に分類することであり、グループ分けするための手続きを言います。

差別とは、このような区別に、例えば、「男性は、女性よりも優れているとか」、「子どものくせに生意気な口を聞くな」などといったように、「優劣」などの価値判断を加えたり、あるいは「自由に意見を言うこと」を規制したりすることを言います。

## 「育てよう 一人ひとりの 人権意識」

平成26(2014)年3月

発行／金沢市 市民局 人権女性政策推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2095

E-mail:jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp

# 人権問題をとりまく最近の動き

金沢市では、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現をめざして、平成25年3月に「金沢市人権教育・啓発行動計画」を策定し、さまざまな人権課題について、あらゆる場を通して人権教育・啓発を推進しています。しかし近年新たに人権を脅かす事象が生じており、これらの対策を推進するために、新たな法律の整備が進んでいます。

立法の目的や市の役割等について、次のとおり紹介します。

## ○部落差別の解消の推進に関する法律の施行について (平成28年12月16日施行)

### 法律の目的

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること。

### 法律の基本理念

部落差別の解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## 国の責務

部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体の施策推進に必要な情報の提供、指導・助言を行う。

- 1 相談体制の充実を図る。
- 2 教育及び啓発を行う。
- 3 地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。

## 地方公共団体の責務

部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

- 1 相談体制の充実  
部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努める。
- 2 教育及び啓発  
部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）の施行について

（平成 28 年 6 月 3 日施行）

## 法律の目的

本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進すること。

## 法律の基本理念

ヘイトスピーチの解消の必要性に対する理解を深めるとともに、ヘイトスピーチのない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## 国の責務

ヘイトスピーチの解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体の施策推進に必要な助言その他の措置を講ずる。

- 1 相談体制の整備
- 2 教育の充実
- 3 啓発活動の実施

## 地方公共団体の責務

ヘイトスピーチの解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

- 1 相談体制の整備
- 2 教育の充実
- 3 啓発活動の実施

## ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行について（平成 28 年 4 月 1 日施行）

## 法律の目的

障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指して、国・県・市及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置として、障害のある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求める。

## 国・地方公共団体の責務

障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施すること

## 国民の責務

障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めること

## 不当な差別的取扱いの禁止



「不当な差別的取扱い」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスや各種機会の提供を拒否したり、提供にあたって条件をつけたりするような行為

## 合理的配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で、合理的配慮を提供すること。



金沢市市民局人権女性政策推進課

E-mail [jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp](mailto:jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp)

(TEL) 076-220-2071

(FAX) 076-260-1178